

別表1

届出が必要な物質	届出が必要な数量
(一) シアン化水素	30 キログラム以上
(二) シアン化ナトリウム	
(三) 水銀	
(四) セレン	
(五) ひ素	
(六) かつ化水素	
(七) モノフルオール酢酸	
(八) 水又は熱を加えること等により、人体に重大な障害をもたらすガスを発生する等消火活動に重大な支障を生ずる物質で下欄のもの	
(1) 塩化ホスホリル及びこれを含有する製剤	
(2) 五塩化りん及びこれを含有する製剤	
(3) 三塩化ほう素及びこれを含有する製剤	
(4) 三塩化りん及びこれを含有する製剤	
(5) 三ふっ化ほう素及びこれを含有する製剤	
(6) シアン化水素を含有する製剤	
(7) シアン化ナトリウムを含有する製剤	
(8) シアン化亜鉛及びこれを含有する製剤	
(9) シアン化カリウム及びこれを含有する製剤	
(10) シアン化銀及びこれを含有する製剤	
(11) シアン化第一金カリウム及びこれを含有する製剤	
(12) シアン化第一銅及びこれを含有する製剤	
(13) シアン化第二水銀及びこれを含有する製剤	
(14) シアン化銅酸カリウム及びこれを含有する製剤	
(15) シアン化銅酸ナトリウム及びこれを含有する製剤	
(16) ニ・三ージシアノー・四ージチアアントラキノン（別名ジチアノン）及びこれを含有する製剤（ニ・三ージシアノー・四ージチアアントラキノン 50%以下を含有するものを除く。）	

(17) 塩化第二水銀及びこれを含有する製剤	
(18) 酸化第二水銀及びこれを含有する製剤（酸化第二水銀5%以下を含有するものを除く。）	
(19) 硫セレン化カドミウム及びこれを含有する製剤	
(20) 亜ひ酸及びこれを含有する製剤	
(21) 三塩化ひ素及びこれを含有する製剤	
(22) ひ化水素及びこれを含有する製剤	
(23) ひ酸及びこれを含有する製剤	
(24) ふっ化水素を含有する製剤	
(25) ヘキサキス（ $\beta$ ・ $\beta$ -ジメチルフエネチル）ジスタンノキサソ（別名酸化フエンブタズ）及びこれを含有する製剤	
(26) ホスゲン及びこれを含有する製剤	
(27) メチルメルカプタン及びこれを含有する製剤	
(28) モノフルオール酢酸ナトリウム及びこれを含有する製剤	
(29) りん化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤	
(30) りん化水素及びこれを含有する製剤	

別表 2

届出が必要な物質	届出が必要な数量
(一) アンモニア	200 キログラム以上
(二) 塩化水素	
(三) クロルスルホン酸	
(四) クロルピクリン	
(五) クロルメチル	
(六) クロロホルム	
(七) けいふつ化水素酸	
(八) 四塩化炭素	
(九) 臭素	
(十) 発煙硫酸	

(十一)ブロム水素	
(十二)ブロムメチル	
(十三)ホルムアルデヒド	
(十四)モノクロル酢酸	
(十五)よう素	
(十六)硫酸	
(十七)りん化亜鉛	
(十八)水又は熱を加えること等により、人体に重大な障害をもたらすガスを発生する等消火活動に重大な支障を生ずる物質で下欄のもの	
(1) 塩化亜鉛	
(2) 酢酸亜鉛	
(3) 硫酸亜鉛	
(4) リン酸亜鉛	
(5) アクリルアミド及びこれを含有する製剤	
(6) 五塩化アンチモン及びこれを含有する製剤	
(7) 三酸化アンチモン	
(8) 酒石酸アンチモニルカリウム及びこれを含有する製剤	
(9) アンモニアを含有する製剤（アンモニア 30%以下を含有するものを除く。）	
(10) 一水素二ふっ化アンモニウム及びこれを含有する製剤	
(11) エチレンオキシド及びこれを含有する製剤	
(12) 塩化水素を含有する製剤（塩化水素 36%以下を含有するものを除く。）	
(13) 塩素	
(14) オキシ三塩化バナジウム及びこれを含有する製剤	
(15) 酸化カドミウム	
(16) 硝酸カドミウム	
(17) 硫化カドミウム	
(18) クロム酸亜鉛カリウム及びこれを含有する製剤	
(19) クロム酸ストロンチウム及びこれを含有する製剤	

(20) クロム酸鉛及びこれを含有する製剤（クロム酸鉛 70%以下を含有するものを除く。）	
(21) 四塩基性クロム酸亜鉛及びこれを含有する製剤	
(22) クロルピクリンを含有する製剤	
(23) クロルメチルを含有する製剤（容量 300 ミリリットル以下の容器に収められた殺虫剤であって、クロルメチル 50%以下を含有するものを除く。）	
(24) クロロアセチルクロライド及びこれを含有する製剤	
(25) ニークロロニトロベンゼン及びこれを含有する製剤	
(26) けいふっ化水素酸を含有する製剤	
(27) けいふっ化カリウム及びこれを含有する製剤	
(28) けいふっ化ナトリウム及びこれを含有する製剤	
(29) けいふっ化マグネシウム及びこれを含有する製剤	
(30) 五酸化バナジウム（溶融した五酸化バナジウムを固形化したものを除く。）及びこれを含有する製剤（五酸化バナジウム（溶融した五酸化バナジウムを固形化したものを除く。） 10%以下を含有するものを除く。）	
(31) シアナミド及びこれを含有する製剤（シアナミド 10%以下を含有するものを除く。）	
(32) ニ・三・ジシアノー・四・ジチアアントラキノン（別名ジチアノン） 50%以下を含有する製剤	
(33) 四塩化炭素を含有する製剤	
(34) ジメチルアミン及びこれを含有する製剤（ジメチルアミン 50%以下を含有するものを除く。）	
(35) 塩化第一すず	
(36) 塩化第二すず	
(37) 硫酸第一すず	
(38) 塩化第一銅	
(39) 塩化第二銅	
(40) 硫酸銅	
(41) 一酸化鉛	
(42) 塩基性けい酸鉛	
(43) けい酸鉛	

(44) 酢酸鉛
(45) 三塩基性硫酸鉛
(46) シアナミド鉛
(47) ステアリン酸鉛
(48) 鉛酸カルシウム
(49) 二塩基性亜硫酸鉛
(50) 二塩基性亜りん酸鉛
(51) 二塩基性ステアリン酸鉛
(52) 二酸化鉛
(53) 塩化バリウム
(54) カルボン酸のバリウム塩
(55) 水酸化バリウム
(56) 炭酸バリウム
(57) チタン酸バリウム
(58) ふっ化バリウム
(59) メタホウ酸バリウム
(60) ピロカテコール及びこれを含有する製剤
(61) オルトフェニレンジアミン
(62) メタフェニレンジアミン
(63) ブロム水素を含有する製剤
(64) ブロムメチルを含有する製剤
(65) ーブロモー三クロロプロパン及びこれを含有する製剤
(66) ほうふっ化水素酸
(67) ほうふっ化カリウム
(68) ホルムアルデヒドを含有する製剤（ホルムアルデヒド1%以下を含有するものを除く。）
(69) メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤（メタバナジン酸アンモニウム0.01%以下を含有するものを除く。）

(70) メチルアミン及びこれを含有する製剤（メチルアミン 40%以下を含有するものを除く。）	
(71) ニーメチリデンブタン二酸（別名メチレンコハク酸）及びこれを含有する製剤	
(72) 硫酸を含有する製剤（硫酸 60%以下を含有するものを除く。）	
(73) リン化亜鉛を含有する製剤（リン化亜鉛 1%以下を含有するものを除く。）	